

国立大学法人東京農工大学大学院技術経営研究科の設置に伴う本学関係規程及び細則の整理に関する規程を次のとおり制定する。

平成17年2月7日

国立大学法人東京農工大学長 宮田清藏

17 経教 規程第6号

国立大学法人東京農工大学大学院技術経営研究科の設置に伴う本学関係規程及び細則の整理に関する規程

(国立大学法人東京農工大学事務組織規程の一部改正)

第1条 国立大学法人東京農工大学事務組織規程(16経教規程第78号)の一部を次のように改正する。

第28条第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

五 技術経営研究科に関すること(小金井地区会計チーム及び小金井地区教務・学生支援チームの所掌に属する事務を除く。)

第30条中「工学教育部・工学部に係る」を「工学教育部・工学部及び技術経営研究科に係る」に改める。

(国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程の一部改正)

第2条 国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程(16経教規程第6号)の一部を次のように改める。

第2条第2項を次のように改める。

2 前項第4号に定める事項のうち評議会が必要と認める事項については、共生科学技術研究部、連合農学研究科及び技術経営研究科の教授会並びに大学教育センター、産官学連携・知的財産センター、保健管理センター及び学内共同教育研究施設に置かれる運営委員会に委任することができる。ただし、共生科学技術研究部に所属する教員のうち教育部、技術経営研究科又は学部を兼務する教員の選考は、当該教員の主たる兼務先の教育部、技術経営研究科又は学部教授会に委任することができる。

第3条第1項第3号中「連合農学研究科長」の次に「、技術経営研究科長」を加える。

(国立大学法人東京農工大学部局組織運営規程の一部改正)

第3条 国立大学法人東京農工大学部局組織運営規程(16経教規程第8号)の一部を次のように改める。

第2条第2号中「及び連合農学研究科(以下「研究科」という。)」を「、連合農学研究科及び技術経営研究科」に改める。

第5条第1項第3号を次のように改める。

三 教育部にあっては専攻主任、技術経営研究科にあっては技術経営研究科長があらか

じめ指名する専任教員、学部にあつては学科長

第13条中「研究科」を「連合農学研究科」に改める。

別表2（第2条第2号関係）連合農学研究科の項の次に次のように加える。

技術経営研究科
専門職学位課程
技術リスクマネジメント専攻

（国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程の一部改正）

第4条 国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程（16経教規程第9号）の一部を次のように改める。

別表1の委員構成の項教育の欄及び業務運営の欄中「・教育研究評議員を兼ねる生物システム応用科学教育部副部長」の次に「・技術経営研究科から選出された教員 1人」を加える。

（国立大学法人東京農工大学大学教育委員会細則の一部改正）

第5条 国立大学法人東京農工大学大学教育委員会細則（16経教細則第1号）の一部を次のように改める。

第3条第1項第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

五 技術経営研究科から選出された専任の教員 1人

第3条第2項中「第1項第3号から第6号及び第9号に規定する」を「第1項第3号から第7号及び第10号に規定する」に改める。

別表の委員構成の項教養教育運営小委員会の欄中「・第3条第1項第5号の委員」を「・第3条第1項第6号の委員」に改め、「・第3条第1項第6号の委員」を「・第3条第1項第7号の委員」に改め、同項教育改善小委員会の欄及び教育評価小委員会の欄中「・第3条第1項第6号の委員」を「・第3条第1項第7号の委員」に改める。

（国立大学法人東京農工大学大学情報委員会細則の一部改正）

第6条 国立大学法人東京農工大学大学情報委員会細則（16経教細則第7号）の一部を次のように改める。

第3条第1項第11号を第12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

六 技術経営研究科から選出された専任の教員 1人

第3条第2項中「第1項第5号、第6号、第7号及び第11号に規定する」を「第1項第5号から第8号及び第12号に規定する」に改める。

別表の委員構成の項中「・第3条第1項第7号の委員 1人」を「・第3条第1項第8号の委員 1人」に、「・同第9号の委員」を「・同第10号の委員」に改める。

（国立大学法人東京農工大学総務委員会細則の一部改正）

第7条 国立大学法人東京農工大学総務委員会細則（16経教細則第10号）の一部を次のように改める。

第3条第1項第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

三 技術経営研究科から選出された専任の教員 1人

第3条第2項中「前項第4号」を「前項第3号及び第5号に規定する委員」に改める。

(国立大学法人東京農工大学学生表彰規程施行細則の一部改正)

第8条 国立大学法人東京農工大学学生表彰規程施行細則(16教細則第11号)の一部を次のように改める。

第3条第1項中「教育部長及び連合農学研究科長」を「教育部長、連合農学研究科長及び技術経営研究科長」に改める。

(国立大学法人東京農工大学科目等履修生規程の一部改正)

第9条 国立大学法人東京農工大学科目等履修生規程(16教規程第13号)の一部を次のように改める。

第7条中「当該教育部教授会又は学部教授会」を「当該教育部教授会、技術経営研究科教授会又は学部教授会」に改める。

第10条第1項中「当該教育部長又は学部長」を「当該教育部長、技術経営研究科長又は学部長」に改める。

第16条を次のように改める。

(履修科目が他の教育部等にわたる場合の取扱い)

第16条 1人の科目等履修者の履修科目が他の教育部、技術経営研究科又は学部(以下「教育部等」という。)にわたる場合は、履修科目の多い教育部等(以下「主たる教育部等」という。)の科目等履修生として取り扱い、他の教育部等に関連する事項は、主たる教育部等が関係教育部長等と協議して処理するものとする。

(国立大学法人東京農工大学における学生の派遣、留学及び受入れに関する規程の一部改正)

第10条 国立大学法人東京農工大学における学生の派遣、留学及び受入れに関する規程(16教規程第19号)の一部を次のように改める。

第18条第2項中「教育部教授会」の次に「又は技術経営研究科教授会(以下「教育部教授会等」という。)」を加える。

第19条中「当該教育部長」の次に「又は技術経営研究科長(以下「教育部長等」という。)」を加える。

第20条中「当該教育部長は、教育部教授会の議を経て」を「当該教育部長等は、教育部教授会等の議を経て」に改める。

第23条中「当該研究科長」を「当該教育部長等」に改める。

第27条中「教育部教授会」を「教育部教授会等」に改める。

第34条中「学部教授会又は教育部教授会の議を経て、学部又は研究科の長」を「学部教授会又は教育部教授会等の議を経て、学部長又は教育部長等」に改める。

(国立大学法人東京農工大学学位規程の一部改正)

第11条 国立大学法人東京農工大学学位規程（16教規程第22号）の一部を次のように改める。

第2条中「修士及び博士」を「修士、博士及び修士（専門職）」に改め、「博士（学術）」の次に「技術経営修士（専門職）」を加える。

第3条に次の1項を加える。

5 専門職学位は、技術経営研究科を修了した者に授与する。

第4条第1項中「研究科長」を「連合農学研究科長（以下「研究科長」という。）に改める。

第10条第1項第2号中「研究科」を「教育部及び連合農学研究科」に改め、第4項中「又は研究科」を「、各研究科」に改める。

第11条第4項中「本学の各教育部」の次に「、技術経営研究科」を加える。

第17条第1項中「授与すると決定した者」の次に「又は専門職学位課程を修了した者」を加える。

第22条第1項中「教育部教授会等」の次に「又は技術経営研究科教授会」を加える。

第23条を次のように改める。

（学位記の様式）

第23条 学士、修士、博士及び修士（専門職）の学位記の様式は、別表1から別表13までのとおりとする。

第26条中「研究科」を「各研究科」に改める。

別表12の次に次の1表を加える。

別表13（第23条関係）

印								学 位 記
	東京農工大学							
修専第 号		年 月 日		（専門職） の学位を授与する	専攻の専門職学位課程を修了したので技術経営修士	本学大学院技術経営研究科技術リスクマネジメント		
							本籍地（都道府県名）	
							氏名	
							生年月日	

（国立大学法人東京農工大学セクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規程の一

部改正)

第12条 国立大学法人東京農工大学セクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規程(16経教規程第31号)の一部を次のように改める。

第2条第3号中「連合農学研究科」の次に「、技術経営研究科」を加える。

(国立大学法人東京農工大学職員表彰規程の一部改正)

第13条 国立大学法人東京農工大学職員表彰規程(16経教規程第36号)の一部を次のように改める。

別表第2中

「

連合農学研究科	連合農学研究科長
大学教育センター	大学教育センター長

」を

「

連合農学研究科	連合農学研究科長
技術経営研究科	技術経営研究科長
大学教育センター	大学教育センター長

」に改める。

(国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程の一部改正)

第14条 国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程(16経教規程第38号)の一部を次のように改める。

別表第1の組織及び施設の項小金井地区の欄中「生物システム応用科学教育部」の次に「、技術経営研究科」を加える。

別表第2中

「

生物システム応用科学教育部	生物システム応用科学教育部長	小金井地区総務チーム副チームリーダー(大学院生物システム応用科学教育部担当)
大学教育センター	大学教育センター長	大学教育センター支援チームリーダー

」を

「

生物システム応用科学教育部	生物システム応用科学教育部長	小金井地区総務チーム副チームリーダー(大学院生物システム応用科学教育部担当)
技術経営研究科	技術経営研究科長	小金井地区総務チームリーダー
大学教育センター	大学教育センター長	大学教育センター支援チームリーダー

」に改める。

(国立大学法人東京農工大学過半数代表者選出規程の一部改正)

第15条 国立大学法人東京農工大学過半数代表者選出規程(16経教規程第43号)の

一部を次のように改める。

別表第 1 中

「

小金井地区	事務組織及び保健管理センター小金井地区分室	全職員（非常勤職員を含む。）	2
	共生科学技術研究部、工学教育部、工学部、産官学連携・知財センター、機器分析センター、留学生センター及び総合情報メディアセンター	教育職員	6
		技術職員（非常勤職員を含む）	2
	生物システム応用科学教育部	全職員（非常勤職員を含む。）	1

」を

「

小金井地区	事務組織及び保健管理センター小金井地区分室	全職員（非常勤職員を含む。）	2
	共生科学技術研究部、工学教育部、技術経営研究科、工学部、産官学連携・知財センター、機器分析センター、留学生センター及び総合情報メディアセンター	教育職員	6
		技術職員（非常勤職員を含む）	2
	生物システム応用科学教育部	全職員（非常勤職員を含む。）	1

」に改める。

別表第 2 中

「

連合農学研究科長
各学部長

」を

「

連合農学研究科長
技術経営研究科長
各学部長

」に改める。

（国立大学法人東京農工大学会計事務取扱規程の一部改正）

第 16 条 国立大学法人東京農工大学会計事務取扱規程（16 経規程第 49 号）の一部を次のように改める。

別表第2(2)分任出納役の表の事務の範囲の項小金井地区会計チームリーダーの欄中「生物システム応用科学教育部」の次に「、技術経営研究科」を加える。

別表第4の1の契約担当役の補助者の職位及び事務の範囲の表の補助者が処理する事務の範囲の項小金井地区会計チーム契約係長の欄中「生物システム応用科学教育部」の次に「、技術経営研究科」を加える。

(国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程の一部改正)

第17条 国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程(16経教規程第58号)の一部を次のように改める。

第3条の表中

「

大学院生	年額 520,800円	282,000円	30,000円
研究生	月額 28,900円	84,600円	9,800円

」を

「

大学院生(技術経営研究科を除く。)	年額 520,800円	282,000円	30,000円
大学院生(技術経営研究科)	年額 572,400円	282,000円	30,000円
研究生	月額 28,900円	84,600円	9,800円

」に改める。

(国立大学法人東京農工大学旅費取扱規程の一部改正)

第18条 国立大学法人東京農工大学旅費取扱規程(16経教規程第59号)の一部を次のように改める。

第6条第3項、第20条及び第21条中「府中市及び小金井市」を「東京都内」に改める。

(国立大学法人東京農工大学旅費細則の一部改正)

第19条 国立大学法人東京農工大学旅費細則(16経教細則第23号)の一部を次のように改める。

別表第1中

「

F M唐沢山(寄宿舍・林道含む)	栃木県安蘇郡田沼町大字栃本字栃本山1-1	J R田沼
------------------	----------------------	-------

」を

「

F M唐沢山（寄宿舍・林道含む）	栃木県佐野市栃本町字栃本山 1 - 1	J R 田沼
------------------	---------------------	--------

」に改め、

「

湯の丸荘	長野県小県郡東部町大字新張字新張山	しなの鉄道小諸
------	-------------------	---------

」を

「

湯の丸荘	長野県東御市大字新張字新張山	しなの鉄道小諸
------	----------------	---------

」に改め、

「

館山荘	千葉県館山市正木字干潟 1 2 5 6 - 1 3 1	J R 館山
-----	-----------------------------	--------

」の次に

「

専門職大学院田町教室	東京都港区芝浦 3 - 3 - 6	J R 田町
------------	-------------------	--------

」を加える。

（国立大学法人東京農工大学遺伝子組換え生物安全管理規程の一部改正）

第 2 0 条 国立大学法人東京農工大学遺伝子組換え生物安全管理規程（16 教規程第 6 7 号）の一部を次のように改める。

第 5 条第 1 項第 2 号中「工学教育部」の次に「、技術経営研究科」を加える。

（国立大学法人東京農工大学規則等制定及び改廃手続規程の一部改正）

第 2 1 条 国立大学法人東京農工大学規則等制定及び改廃手続規程（16 経教規程第 7 1 号）の一部を次のように改める。

別紙様式備考 4 中「連合農学研究科：「連」」の次に「、技術経営研究科：「技」」を加える。

（国立大学法人東京農工大学印章規程の一部改正）

第 2 2 条 国立大学法人東京農工大学印章規程（16 教規程第 7 2 号）の一部を次のように改める。

別表第 1 中

「

東京農工大学大学院工学教育部の印	小金井地区総務チーム リーダー
東京農工大学工学部の印	
東京農工大学工学部附属繊維博物館の印	

」を

「

東京農工大学大学院工学教育部の印	小金井地区総務チーム
------------------	------------

東京農工大学大学院技術経営研究科の印	リーダー
東京農工大学工学部の印	
東京農工大学工学部附属繊維博物館の印	

」に改める。

別表第 2 中

「

東京農工大学大学院工学教育部長の印	小金井地区総務チーム リーダー
東京農工大学工学部長の印	
東京農工大学工学部附属繊維博物館長の印	
東京農工大学工学部事務長の印	

」を

「

東京農工大学大学院工学教育部長の印	小金井地区総務チーム リーダー
東京農工大学大学院技術経営研究科長の印	
東京農工大学工学部長の印	
東京農工大学工学部附属繊維博物館長の印	
東京農工大学工学部事務長の印	

」に改める。

別表第 4 中

「

学生証用 東京農工大学大学院工学教育部長の印	小金井地区総務チーム リーダー
学生証用 東京農工大学工学部長の印	

」を

「

学生証用 東京農工大学大学院工学教育部長の印	小金井地区総務チーム リーダー
学生証用 東京農工大学大学院技術経営研究科長の印	
学生証用 東京農工大学工学部長の印	

」に改める。

(国立大学法人東京農工大学大学院工学教育部教育規則の一部改正)

第 2 3 条 国立大学法人東京農工大学大学院工学教育部教育規則 (1 6 工教規則第 2 号) の一部を次のように改める。

第 1 条中「第 6 6 条第 3 項」を「第 6 6 条第 4 項」に改める。

第 5 条第 2 項中「生物システム応用科学教育部」の次に「、技術経営研究科」を加える。

第 6 条第 2 項中「農学教育部及び生物システム応用科学教育部」を「農学教育部、生物システム応用科学教育部又は技術経営研究科」に改める。

(国立大学法人東京農工大学大学院農学教育部教育規則の一部改正)

第 2 4 条 国立大学法人東京農工大学大学院農学教育部教育規則 (1 6 農教規則第 2 号) の一部を次のように改める。

第 1 条中「第 6 6 条第 3 項」を「第 6 6 条第 4 項」に改める。

第 4 条第 2 項中「生物システム応用科学教育部」の次に「、技術経営研究科」を加える。

第 5 条第 2 項中「工学教育部及び生物システム応用科学教育部」を「工学教育部、生物システム応用科学教育部又は技術経営研究科」に改める。

(国立大学法人東京農工大学大学院生物システム応用科学教育部教育規則の一部改正)

第 2 5 条 国立大学法人東京農工大学大学院生物システム応用科学教育部教育規則 (1 6 生教規則第 2 号) の一部を次のように改める。

第 1 条中「第 6 6 条第 3 項」を「第 6 6 条第 4 項」に改める。

第 5 条第 2 項中「農学教育部」の次に「、技術経営研究科」を加える。

第 6 条第 2 項中「工学教育部又は農学教育部」を「工学教育部、農学教育部又は技術経営研究科」に改める。

附 則

この規程は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 7 条の規定は、平成 1 7 年度に大学院技術経営研究科に入学する者について適用する。